

## 商店街空き店舗活用促進事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付要綱別表に規定する商店街空き店舗活用促進事業の実施に関して必要な事項を定めることにより、空き店舗の減少を図り元気な商店街を創出することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗 既に空き店舗になっている店舗及び空き店舗になることが確定している店舗をいい、空き家、空き倉庫等は対象としない。

なお、空き店舗は天草市空き店舗等情報バンクに登録してある店舗に限る。

(2) 商店街等組織 商工会議所、商工会及び商店街振興組合または商店街を形成する任意の団体であって市長が適当と認めたもの。

(3) 新規出店者 個人又は法人で次に掲げる条件を全て満たす者をいう。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5号に規定する小規模事業者

イ 建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が500平方メートル以内のもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行わない者

エ 市内に住所を有する又は本店を有する者

(4) 新たに営業を行う事業 次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

ア 初めて事業を始める者が、空き店舗を借りるとき。

イ 市内で開業している事業者が、店舗を増やすため空き店舗を借りるとき(移転は対象外とする)。

ウ 市外で開業していた事業者が、市内に店舗を移転するため空き店舗を借りるとき。

エ その他、特に市長が必要と認めたとき。

### (補助対象者)

第3条 この事業による補助を受けることができる者は、次の各号に該当する者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 商店街等組織

(2) 新規出店者

2 要件は次のとおりとする。

- (1) 同一店舗に対して過去にこの要領の規定に基づく補助金（以前の制度である商店街空き店舗対策事業を含む）の交付を受けていないこと。
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 当該事業について、他制度による補助金等を受けていないこと  
（補助対象事業）

第4条 本補助制度の対象となる事業は次に掲げるものとする。ただし、スーパー、ホテル等他の店舗にテナントとして出店するもの、単なる事務所として使用するもの及び営業開始後1年を経過したものを除く。

- (1) 商店街等組織が市内の空き店舗を活用して、新たに共同店舗やコミュニティ施設を運営する事業
- (2) 新規出店者が市内の空き店舗を活用して、新たに営業を行う事業（地域住民が直接来店可能な店舗形態による正午を含む昼間の営業を月15日以上行うものをいう。）。  
（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 本補助制度の対象経費及び補助額は、借家料の2分の1以内の額を交付決定日の属する月から1年間（12ヶ月分）の期間において交付する（1,000円未満切り捨て）。ただし、空き店舗の一部を住宅等営業に直接関係のない用途に使用する場合は、借家料からその部分の面積を総面積であん分し、算出した額を除く。上限は月額5万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、商店街空き店舗活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

なお、補助対象期間が年度を跨ぐ場合の2年目の申請において、1年目の事業内容と変更がない場合のみ、次の第1号～第4号の添付は不要とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 店舗賃貸借契約書の写し又は賃貸借が証明できる書類
- (4) 店舗の位置図
- (5) 営業の実態が確認できる書類（チラシ、開業届の写し等）
- (6) 営業中の店舗写真
- (7) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）
- (8) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は、営業開始後 1 年が経過する日までとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、商店街空き店舗活用促進事業補助金（以下「交付決定通知書」という。）（様式第 3 号）により通知するものとする。

(計画の変更等)

第 8 条 前条の規定による補助金の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業内容を変更しようとする場合は、速やかに商店街空き店舗活用促進事業変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、商店街空き店舗活用促進事業変更交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(実地調査及び指導等)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは事業が適正になされているか、交付決定者に状況報告を求め、実地調査を行う。

2 市長は、前項の調査等の結果により、当該事業が適正に行われていないと認めるときは、交付決定者に指導を行うものとする。

(事業の取下げ)

第 10 条 交付決定者は、第 7 条の規定による交付の決定があった対象事業を取下げようとする場合は、速やかに商店街空き店舗活用促進事業補助金取下届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第 11 条 交付決定者は、対象事業が完了したときは、商店街空き店舗活用促進事業実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添付して、当該事業の完了の日から起算して 30 日以内又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 借家料支払証明書類(領収書、振込書、通帳等の写し)
- (4) 商店街等組織加入証明書(商店街等組織の場合は不要)
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(補助額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、当該実績報告書等を審査し、適正と認めるときは、交付決定者に商店街空き店舗活用促進事業交付確定通知書(以下「交付確定通知書」という。)(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の確定を受けた者は、商店街空き店舗活用促進事業補助金交付請求書(様式第9号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、既に支給を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年7月1日から施行する。